

## 第22期第26回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年1月17日（水） 14：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

(1) 小型いかつり漁業の許可方針の改正について（協議）

資料1

(2) 筑前海区における新規の許可に係る制限措置および申請期間について  
（諮問）

資料2

(3) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

資料3

(4) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について  
（協議）

資料4

(5) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

資料5

(6) 第39回筑肥漁場協議会について（報告）

資料6

(7) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について（報告）

資料7

(8) その他

・カマスを目的とした流し刺し網漁業の許可について（報告）

資料8

## 小型いかつり漁業許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

| 区域名 |     | 許可する船舶等の数の上限                    | 住所要件    |
|-----|-----|---------------------------------|---------|
| 県内  |     | <del>149</del> <u>150</u>       | 筑前海沿岸市町 |
| 県外  | 長崎県 | 当該年から起算して過去 5 年間の平均許可隻数の範囲内とする。 | 長崎県内    |
|     | 佐賀県 | 筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。      | 佐賀県内    |

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

#### (2) 船舶の総トン数

5 トン以上 20 トン未満とする。

#### (3) 操業区域

筑前海区海面

#### (4) 漁業時期

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

### 2 許可の有効期間

県内許可については、5 年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5 年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1 年又は一斉更新までの残存期間とする。

### 3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の(ア)から(エ)までを順次に結んだ直線より南側の区域。

(ア) 古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第 9 号と筑共第 12 号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

(イ) アから真方位 287 度 10 分、3,120 メートルの点（筑共第 9 号と筑共第 12 号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

(ウ) イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位 318 度、2,000 メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

結ぶ線との交点

(エ) 臼島灯標

- イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）
- ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）
- エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）
- オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）
- カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。  
（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

(2) 電気設備の制限

- ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のもので15灯以内でなければならない。
- イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。

|                     |
|---------------------|
| フクイカ ○○○○<br>(許可番号) |
|---------------------|

地 の 色 : 黄 色  
文字及び数字 : 黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。  
なお、その太さは2センチメートル以上とする。

(4) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(5) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。

(i)の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域  
4月1日から9月30日の期間

(ii)の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域  
5月1日から10月31日の期間

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

#### 4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

#### 5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）
- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

#### 6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

##### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

##### 附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

##### 附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和5年7月20日から施行する。

##### 附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。県内については令和7年12月31日、県外（長崎県、佐賀県）にあっては令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

##### 附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年1月 日から施行する。

令和5年12月25日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 殿

北九州市漁業協同組合  
代表理事組合長 長村 秀男



小型いか釣り漁業の許可枠の拡大について（要望）

平素より、当漁協へのご指導、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

小型いか釣り漁業は、安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。また、刺し網やかご等の許可漁業と比べて、必要資材が少なく、新規でも比較的着業しやすい漁業と認識しています。

そのため、今年度新たに組合員となった漁業者から、例年やりいか等の漁獲量が増える来年春の漁期に向けて小型いか釣り漁業許可を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いか釣り漁業の許可枠拡大につきまして、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

新たに小型いか釣り漁業の許可を要望する者 1名

以上

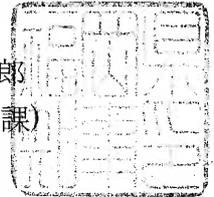


資料 2  
(22期26回筑前漁調委)  
(令和6年1月17日)

5漁管第1488号  
令和6年1月12日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る  
制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第42条（以下「第42条」という。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び  
福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

| 漁業種類       | 漁具の種類その他の漁業の方法 | 操業区域   | 漁業時期            | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数     | 許可する隻数 | 漁業を営む者の資格        |
|------------|----------------|--------|-----------------|----------|-------------|--------|------------------|
| 小型機船底びき網漁業 | 手繰第2種自家用餌料びき網  | 筑前海区海面 | 5月1日から12月31日まで  | —        | —           | 1      | ・糸島市に住所を有する者。    |
| 小型いかつり漁業   | 小型いかつり         | 筑前海区海面 | 4月1日から翌年3月31日まで | —        | 5トン以上20トン未満 | 1      | ・筑前海沿岸市町に住所を有する者 |
| 小型いかつり漁業   | 小型いかつり         | 筑前海区海面 | 4月1日から翌年3月31日まで | —        | 5トン以上20トン未満 | 86     | ・長崎県内に住所を有する者    |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日まで

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び  
福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

| 漁業種類     | 漁具の種類その他の漁業の方法 | 操業区域   | 漁業時期            | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数     | 許可する隻数             | 漁業を営む者の資格     |
|----------|----------------|--------|-----------------|----------|-------------|--------------------|---------------|
| 小型いかつり漁業 | 小型いかつり         | 筑前海区海面 | 4月1日から翌年3月31日まで | —        | 5トン以上20トン未満 | 筑肥連調委で承認された許可枠内の隻数 | ・佐賀県内に住所を有する者 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

筑肥連調委の開催日以降の日から令和6年2月29日まで

## 覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、~~令和5年~~  
~~1月31日~~ ~~開催の22期第2回~~ ~~筑肥連合海区漁業調整委員会~~ ~~において~~  
~~審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整~~  
~~委員会会長は、ここに覚書を交換する。~~

### 記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を~~令和6年~~  
~~5月1日~~までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和6年2月8日  
~~令和5年1月31日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長

富 重 信 一

松浦海区漁業調整委員会 会長

川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局

漁業管理課

課長

秋 本 恒 基  
~~土 妻 智 行~~

佐賀県農林水産部水産課

課長

横 尾 一 成  
~~中 島 則 久~~

## 確 認 書

唐津湾における「かたくちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第6回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会議を開催して検討したが、変更せずに至らなかつたので、昭和46年のこの取り扱い、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

### 記

第1 佐賀県知事が許可した「かたくちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

#### 1 操業区域

福岡県糸島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見通し線の延長線以西の海域

#### 2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで

3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた  
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姪島、姪島の西側および南側距岸  
300メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和44年5月2日から  
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会等は、確認事項の有効期間満了の日以前に  
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定するごと  
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁  
福岡漁業調整課長にこの調整を一任するものとする。

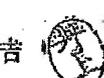
第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者お  
よび漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵  
守するよう指導するものとする。

この確認書は6通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海  
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合海区漁業調整委員会  
委員 録 田 録



- 浦 丸 正 規 
- 宗 田 太郎 
- 中 島 甚右衛門 
- 久 保 山 勝 太 郎 
- 菅 崎 清 四 郎 
- 野 崎 首 三 郎 
- 菅 崎 義 雄 
- 今 林 久 二 
- 高 崎 東 久 
- 井 上 惣 吉 
- 来 村 英 徳 

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長

矢 野 政



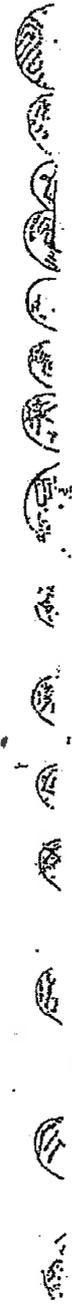
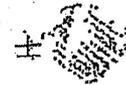
佐賀県経済部水産課長

牛 島 繁



水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆 士



福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業の  
 許可数(5トン船以上)及び漁船数の推移

| 項目<br>年度 | 5トン以上の<br>許可希望数 | 5トン以上の<br>入漁許可枠 | 5トン以上の<br>入漁許可数<br>(A) | 許可が不必要の<br>5トン未満船数<br>(B) | 筑前海区に入漁<br>する佐賀県船数<br>(A)+(B) |
|----------|-----------------|-----------------|------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 平成13     | 53              | 70              | 53                     | 206                       | 259                           |
| 14       | 51              | 70              | 51                     | 213                       | 264                           |
| 15       | 47              | 60              | 47                     | 192                       | 239                           |
| 16       | 36              | 60              | 36                     | 225                       | 261                           |
| 17       | 32              | 60              | 32                     | 229                       | 261                           |
| 18       | 25              | 60              | 25                     | 185                       | 210                           |
| 19       | 24              | 50              | 24                     | 182                       | 206                           |
| 20       | 16              | 50              | 16                     | 161                       | 177                           |
| 21       | 15              | 40              | 15                     | 159                       | 174                           |
| 22       | 15              | 40              | 15                     | 96                        | 111                           |
| 23       | 15              | 40              | 14                     | 90                        | 104                           |
| 24       | 14              | 30              | 13                     | 128                       | 141                           |
| 25       | 13              | 30              | 13                     | 128                       | 141                           |
| 26       | 13              | 30              | 13                     | 122                       | 135                           |
| 27       | 13              | 30              | 13                     | 120                       | 133                           |
| 28       | 13              | 30              | 13                     | 124                       | 137                           |
| 29       | 13              | 30              | 13                     | 124                       | 137                           |
| 30       | 13              | 30              | 13                     | 124                       | 137                           |
| 令和元      | 13              | 30              | 13                     | 124                       | 137                           |
| 2        | 11              | 20              | 11                     | 124                       | 135                           |
| 3        | 11              | 20              | 10                     | 124                       | 134                           |
| 4        | 11              | 20              | 11                     | 89                        | 100                           |
| 5        | 9               | 20              | 9                      | 96                        | 105                           |
| 6        | 7               |                 |                        |                           |                               |

## 覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から~~令和4年~~<sup>令和5年</sup>までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和5年1月31日~~<sup>令和6年2月8日</sup>開催の~~第22期第2回~~<sup>第22期第3回</sup>筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の~~令和4年を令和5年に~~<sup>令和5年 令和6年</sup>、附帯事項のうち1~~令和4年を令和5年に~~<sup>令和5年 令和6年</sup>の~~令和4年2月1日~~<sup>令和5年1月31日</sup>調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

## 記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以东の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によ

て囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

第3条 この覚書の有効期間は~~令和5年~~令和6年4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各1通保管する。

令和6年2月8日  
~~令和5年1月31日~~

|                 |   |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|---|
| 筑肥連合海区漁業調整委員会委員 | 富 | 重 | 信 | 一 |
|                 | 上 | 田 | 直 | 子 |
|                 | 太 | 田 | 耕 | 平 |
|                 | 井 | 上 |   | 博 |
|                 | 板 | 谷 | 正 | 信 |
|                 | 坂 | 本 | 政 | 彦 |
|                 | 川 | 寄 | 和 | 正 |
|                 | 池 | 田 | 宏 | 子 |
|                 | 坂 | 本 | 安 | 則 |
|                 | 梅 | 崎 | 博 | 昭 |
|                 | 荒 | 卷 | 信 | 弘 |
|                 | 坂 | 口 | 正 | 人 |

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

~~秋 本 恒 基  
上 妻 智 行~~

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長

~~横 尾 一 成  
中 島 則 久~~

## 附 帯 事 項

令和6年2月8日

~~令和5年1月31日~~調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和5年~~令和6年9月16日から~~令和5年~~令和6年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
  - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
  - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
  - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
  - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証  
覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗とともに没収するものとする。



資料 6

(22期26回筑前漁調委)

(令和6年1月17日)

## 第39回筑肥漁場協議会

- 1 日時 令和6年1月12日(金) 午後2時～
- 2 場所 唐津市近代図書館所 4階会議室  
佐賀県唐津市新興町23番地(電話:0955-72-3467)
- 3 議題
  - (1) 会長の改選について
  - (2) 会長職務代理者の改選について
  - (3) 福岡佐賀両県いかかご漁業の操業協定について
  - (4) その他

## 第39回筑肥漁場協議会出席者名簿

日 時:令和5年1月12日(金)14:00～

場 所:唐津市近代図書館 4階会議室

唐津市新興町23

| 福岡県   |                                       | 佐賀県   |                        |
|---|---------------------------------------|---|------------------------|
| 所 属   | 氏 名                                   | 所 属   | 氏 名                    |
| (漁業調整委員会委員)<br>筑前海区漁業調整委員会  | 坂 本 政 彦<br>(欠席)                       | (漁業調整委員会委員)<br>松浦海区漁業調整委員会  | 坂 本 安 則                |
| (漁業協同組合代表者)<br>糸島漁業協同組合<br>代表理事組合長<br>糸島漁業協同組合<br>船越地区代表理事            | 仲 西 利 弘<br><br>仲 西 高 志                | (漁業協同組合代表者)<br>佐賀玄海漁業協同組合<br>唐津市統括支所<br>神集島支所 運営委員<br>佐賀玄海漁業協同組合<br>呼子町統括支所運営委員 | 岩 本 一 孝<br><br>太 田 道 宏 |
| (漁業現業代表者)<br>糸島漁業協同組合<br>船越支所<br>糸島漁業協同組合<br>船越支所<br>糸島漁業協同組合<br>深江支所 | 中 松 正 和<br><br>藤 野 一 豊<br><br>谷 口 利 幸 | (漁業現業代表者)<br>佐賀玄海漁業協同組合<br>唐津市統括支所神集島支所<br>佐賀玄海漁業協同組合<br>呼子町統括支所                | 西 元 千 年<br><br>藤 田 清 次 |
| (漁業調整委員会事務局)<br>事務局長<br>主任主事<br>主任主事                                  | 佐 野 二 郎<br>吉 田 幹 英<br>山 田 菜美子         | (漁業調整委員会事務局)<br>事務局長<br>主任主査  | 江 口 泰 蔵<br>川 崎 明 弘     |
| (漁業管理課)<br>漁業調整係長<br>事務主査   | 上 田 拓<br>俵積田 貴彦                       | (水産課)<br>漁業調整担当係長   | 寺 田 雅 彦                |
|   |                                       | (佐賀県玄海水産振興センター)<br>船舶運行・調査取締担当  | 岩 本 三 海                |

共通資料  
第 39 回筑肥漁場協議会  
令和 6 年 1 月 12 日

## 福岡佐賀いかかご漁業協定書（案）

令和 6 年 1 月 1 2 日  
~~令和 4 年 1 月 1 3 日~~

# 協 定 書

令和6年1月12日佐賀県唐津市新興町23番地「唐津市近代図書館」  
~~令和4年1月13日福岡県糸島市志摩岐志778-5「糸島漁業協同組合」~~において  
39  
開催された第38回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業につ  
いて協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

## 記

### 1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

#### A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

#### B区域（点㊦・㊧・㊨を順次に結ぶ三角区域）

点㊦ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下の北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㊧ シイネ西端

点㊨ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

### 2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月 1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

### 3 有効期間

この協定書の有効期間は~~令和4年~~<sup>令和6年</sup>2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和6年1月12日  
~~令和4年1月13日~~

#### 筑肥漁場協議会

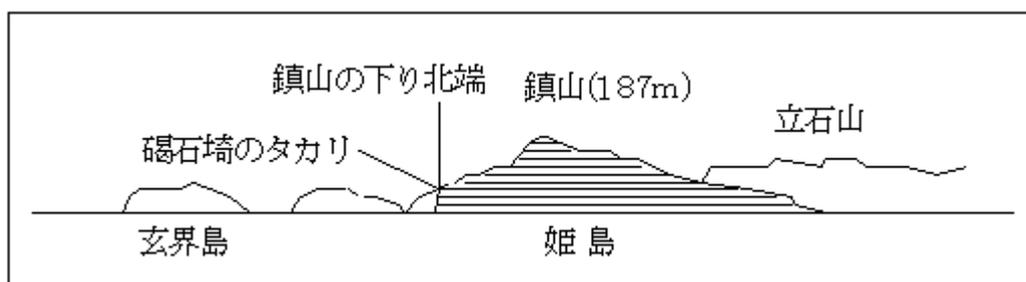
福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会                      委 員                      坂 本 政 彦

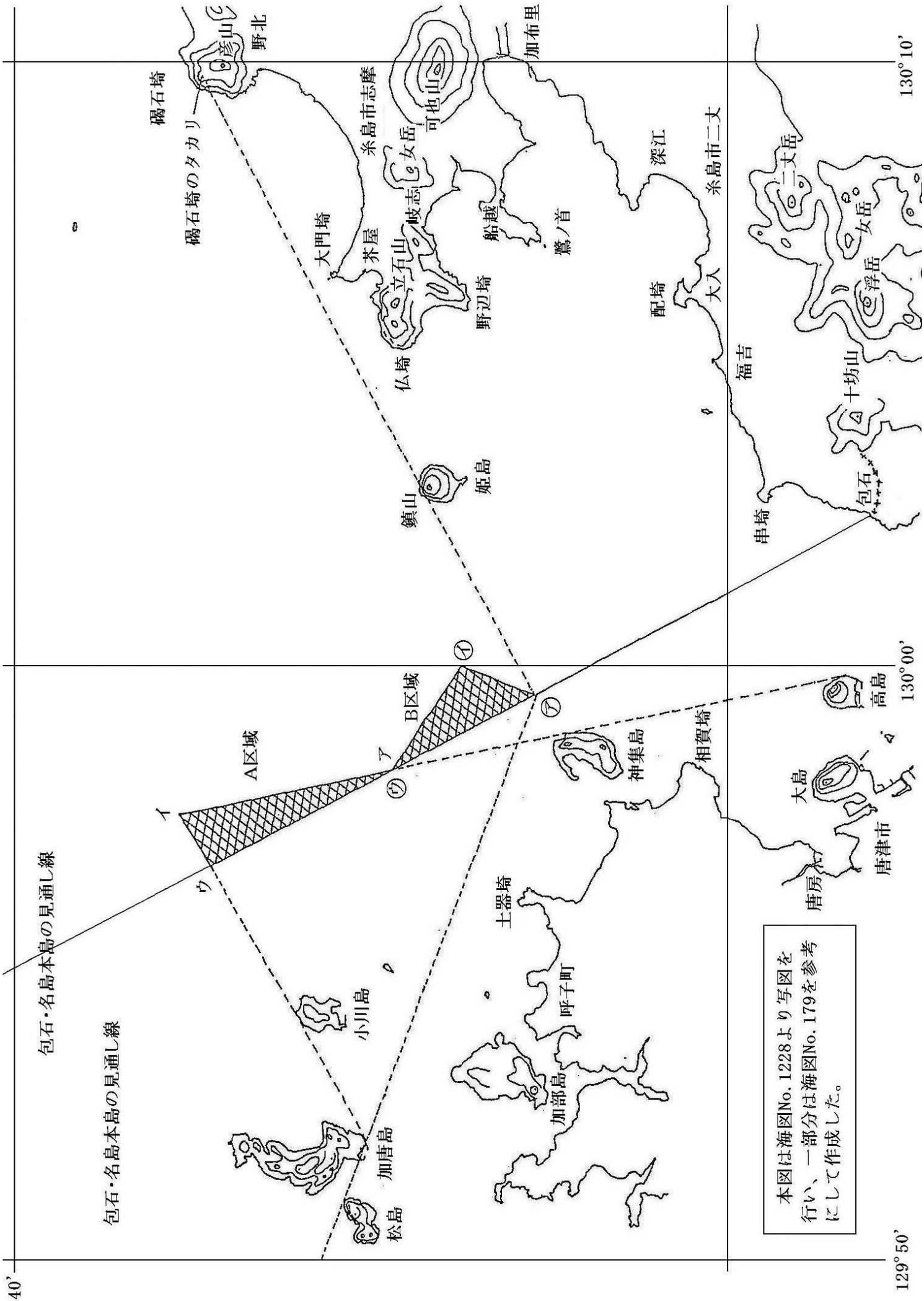
佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会                      委 員                      坂 本 安 則

※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」とは、B区域点㊦から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石埼のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。



## 全漁調連九州ブロック会議次第

〔 開催期日 令和 5 年 1 月 16 日 (木) 午後 2 時 30 分から午後 5 時まで 〕  
〔 開催場所 ホテルグランデはがくれ 1 階「ハーモニーホール B」 〕

### 【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会 (会長、事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課、九州漁業調整事務所、内閣府沖縄総合事務局 農林水産部林務水産課
- (3) 佐賀県農林水産部長、佐賀県連合海区漁業調整委員会 (会長、事務局)、県内海区漁業調整委員会 (会長)、県農林水産部水産課

### 1 開会

司 会：事務局長 江口 泰蔵

### 2 挨拶

#### ① 主催者挨拶

全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 川寄 和正 (佐賀県連合)

#### ② 開催地挨拶 (地元海区)

佐賀県連合海区漁業調整委員会 副会長 西久保 敏

#### ③ 来賓挨拶

水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義

#### ④ 地元県挨拶

佐賀県農林水産部副部長 池田 知優

#### ⑤ 来賓紹介

### 3 議長選出

佐賀県連合海区漁業調整委員会連合会 副会長 西久保 敏

### 4 議事録署名人選出 (前回、次回の幹事県)

- ・長崎県連合海区
- ・福岡県連合海区

## 5 議事

第1号議案 令和6年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

- ・協議事項：なし
- ・照 会：大分海区  
：福島、静岡海区、東京海区

第3号議案 次期開催海区について

- ・福岡県連合海区

第4号議案 令和10年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の開催海区について

- ・鹿児島県連合海区

## 6 その他

7 閉 会 16時20分

8 講 演 16時30分

- ・「遊漁と漁業の調整について」
- ・講師：水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義

[情報交換会] 18時頃から20時まで

- ・1階 「ハーモニーホールA」
- ・挨拶 九州漁業調整事務所 所長 三野 雅弘

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果

| I 海区漁業調整委員会制度について   |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| 要望内容                | 国の回答                        |
| 1 海区漁業調整委員会制度の堅持    | しっかり取り組んでいく                 |
| 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 | 活動に支障を生じることのないよう、予算確保に努める   |
| 3 新たな漁業関係法令の改正について  | 今後とも必要な意見交換等を適切に実施し、情報共有を行う |
| 4 海区漁業調整委員の資質向上について | 研修会開催を実施                    |

| II 沿岸漁場の秩序維持について |   |
|------------------|---|
| 要望内容             | 国の回答  |
| 1 違法操業の取締強化等     | 今後もしっかり対応していく<br>「漁業監督公務員研修会」を開催し、漁業監督吏員の資質向上を図る                      |
| 2 「密漁もの」の流通防止    | 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が施行され、制度運用に関するマニュアルの作成、説明会の開催、電子システム導入支援を実施 |

| III 太平洋クロマグロの資源管理について        |   |
|------------------------------|---|
| 要望内容                         | 国の回答  |
| 1 クロマグロ資源の適正利用               |   |
| ① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現      | 資源は順調に回復しており、最新の資源状況に見合った更新ができるよう努力したい<br>国内配分については、沿岸漁業に配慮した配分を実施                          |
| ② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等     | 2023年漁期のクロマグロ漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた配分の考え方に従い、沿岸漁業に配慮した配分を実施。                            |
| 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置     |   |
| ① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示  | 季節や地域毎のクロマグロの来遊に則して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努める。      |
| ② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設 | 引き続き必要な予算の確保に努める。   |
| ③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等        | 予算の確保に努めるとともに、水産加工業者については加工原料を転換する際に必要な機器の導入等に支援を行っていく。                                     |
| ④ 漁獲状況を把握するシステム構築            | 現場での漁獲報告の電子化を一層進め、できるかぎり簡便な方法による報告が可能となるよう進めていくこととしている。<br>※2022年度末で目標を上回る500箇所以上で体制整備が完了   |
| 3 遊漁者等の操業自粛措置                | 採捕規制措置の必要性の周知を図る<br>遊漁者からの採捕数量の報告を陸揚げ後10日から5日に短縮（迅速な報告を求める）<br>都道府県や海上保安庁と連携し、疑義情報に基づく検査を実施 |

#### IV 沿岸資源の適正な利用について

| 要望内容   | 国の回答   |
|--|--|
| 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整<br>① 水産庁による両者の共存共栄のための話し合いの主催と合意形成の斡旋   | 継続していく   |
| ② 沿岸に準じた禁止期間の設定など、沖合漁業の許可内容の見直し  | 一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく、両者の話し合いの場の斡旋、立ち会いを行う<br>許可の見直しにあたっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応する  |
| ③ カツオやスルメイカにおける沖合漁業と沿岸漁業の操業調整  | 同上   |
| ④ 海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理   | 同上   |
| ⑤ 漁業構造改革総合対策事業にかかる沿岸漁業者への配慮  | 同上   |
| 2 マサバ太平洋系群の適正利用  |  |
| ① 適切な資源管理の実施に係わる指導と、大中型まき網漁業及びロシア漁船による漁獲の調整<br>② 適正な目標管理基準値の設定<br>③ 漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施 | 引き続き適切な資源管理を行うとともに、その効果が損なわれないようにロシア漁船の数量についても対応する。<br>また目標管理基準値は、最善の科学情報である資源評価に基づき設定しており、漁獲以外の海洋環境に考慮するとともに、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理についても検討する。その上で、資源管理システムの構築にあたっては説明会等を行い、漁業者の理解と協力を得た上で進め、資源管理を実施する上で生じた減収については支援策を講じることで、資源管理の推進と収入源への支援への両立を図っていく。 |
| 3 カツオ資源の適正利用   | 今後もカツオの来遊経路の調査を継続しつつ、カツオ資源の持続的利用に向けた適切な資源管理措置が講じられるよう、関係国に働きかけを行っていく。また、大臣許可漁業と沿岸漁業間に生じる漁業調整に於いては、立会や調整等を通じて協議が行われるよう指導してきており、今後も取組を継続する。  |
| 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用   | 今後も公海での調査研究を行い、資源評価の精度向上を図りたい。また、本年3月に予定されていたNPF C（北太平洋漁業委員会）の年次会合は延期されたものの、資源管理の充実に向けて、引き続き関係国に積極的に働きかけを行う。   |
| 5 沖合漁業の操業秩序の確立   |  |
| ① 附属船を含む大中型まき網漁船全船へのVMS設置の義務付け   | 漁業法第52条第2項に基づく命令の対象とされていない大中型まき網の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針」において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置を義務づけるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考えに則り、適切に対応する。   |
| ② VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締強化等   |  |

## V 漁業法改正後の制度運用について

| 要望内容   | 国の回答   |
|--|--|
| 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について  | 水揚げ情報収集体制整備は、ほぼ全ての都道府県で必要な取り組みが完了<br>取り組みが残っている一部の県については、個別に補助金等の活用を含め相談に対応  |
| 2 新制度の円滑な運用について  |  |
| ① 地域課題への対応における指導・助言<br>② 漁業権切替手続きにおける指導・助言   | 必要な指導・助言を実施  |
| 3 新たな資源管理措置等について   |  |
| ① 漁業現場の実情に則した資源管理措置の検討<br>② 漁業者等の理解と合意のもとでの資源管理措置の検討<br>③ 沿岸の零細漁業の経営に十分配慮した資源管理措置の実施<br>④ 成長対策の具体化 | 操業実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係者と丁寧に議論して検討していく<br><br>漁業経営セーフティネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理と短期的に生じる収入源への支援の両立を図る |
| 新 ⑤ 漁獲→水揚げ→流通→消費の経路の監視によるTAC魚種の正確な漁獲量把握の仕組みの整備   | 流通経路が資源ごとに様々であることから、ステップアッププロセスのステップ1において実態を把握しつつ報告体制を進めていく  |
| 新 ⑥ 選択性の高い漁具や小型魚漁獲削減技術普及への支援   | 技術開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて技術普及を図る   |

## VI 外国漁船問題について

| 要望内容   | 国の回答   |
|--|--|
| 1 排他的経済水域の境界の画定  | 水産庁、外務省、両省庁として引き続き交渉の進展が図られるよう対応する。  |
| 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理  |  |
| ① 日台漁業取決め運用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制<br><br>② 日台漁業取決め運用水域内における安全操業の確保と台湾漁船のPI保険の加入の義務化 | 日台民間漁業取り決めによる操業ルールを継続して運用し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう全力を尽くす。   |
| ③ 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立  | ①韓国のはえ縄漁船の違法操業がなくなること、②暫定水域の問題が解決しないことなどから、2016年7月以降、韓国側が強く求めている相互入漁も中断し、これらの問題解決に向けた働きかけを行ってきており、引き続き粘り強く取り組んでいく。<br>また、海底清掃に係る事業については、今後も関係漁業者への支援を継続し、必要な額を確保できるよう努力する。 |
| ④ 中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序維持確立とサンゴ網対策   | 操業秩序の維持や水産資源の管理についての協議を粘り強く進めていく。  |

## VI 外国漁船問題について

| 要望内容  | 国の回答   |
|---|--|
| <p>⑤ ロシア水域における操業条件緩和交渉等にかかる支援継続と「さけ・ます流し網漁業」に代わる代替漁業法等</p> <p>⑥ E E Z内におけるロシア大型トロールによる漁具被害の防止にかかる連絡体制の構築及び被害補償の実施</p>   | <p>ロシア水域における日本漁船の操業条件の緩和について、漁業交渉の場において努力するとともに、安定的操業を支援していく。漁具被害については未然に防ぐために、漁具設置位置を情報提供するとともに、慎重な操業の指導を要求する。発生した漁具被害については現状復旧のための支援をしていく。</p>   |
| <p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保</p> <p>① 領海及びE E Z内における外国漁船に対する徹底した取締の実施</p> <p>② 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供</p> <p>③ 外国漁船等の避泊にかかる地元漁業や環境に対する影響の防止</p> <p>④ 北朝鮮のミサイル発射に係る迅速な情報提供</p> | <p>漁業取締船に乗船する漁業監督官など海事職の増員<br/>水産庁内に外国漁船の対応に特化した「外国漁船対策室」を設置</p> <p>外国漁船や外国公船の位置や動向など漁業取締情報の提供は困難だが、水産庁と海上保安庁が連携し、日本漁船の安全確保が出来るように対応</p> <p>引き続き、緊急入域についての指導、入域海域の秩序維持を図るとともに、外国業者に対して基本ルールの遵守を要請</p> <p>水産庁としてはミサイル発射情報を自動で漁船に伝達するシステムを平成30年度に導入し、引き続き関係省庁や関係機関と連携を図る。また、外務省としては必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げる。</p> |
| <p>4 被害の救済</p>  | <p>暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続</p>  |

## VII 海洋性レジャーとの調整等について

| 要望内容   | 国の回答  |
|--|---|
| <p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施</p> <p>② スピアフィッシングに対する指導強化</p> <p>③ 遊漁者の資源利用の実態把握</p> <p>④ 遊漁者の資源管理の協力</p> | <p>水産庁HPに地方のルールを確認しやすいようにしている他、マナーの向上を目指しパンフレットを作成し、イベント等で配布。</p> <p>漁具の構造、規模、使用方法に応じて判断する必要があるため、各都道府県に相談の上、各都道府県の実態に即した対応を要請</p> <p>遊漁採捕量の把握に遊漁船業者の協力を得る仕組みの構築を検討</p> <p>改正遊漁船業法において協議会制度を創設しており、これを有効に活用していただきたい</p> |
| <p>2 プレジャーボート等の運行に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>① 利用者に対する保険加入の義務付け又は漁業被害を想定した物損被害の補償の充実</p>  | <p>水産庁としては加入促進活動を積極的に展開する。<br/>海事局としては、漁業被害を想定した対物補償を含む保険加入義務付けの法制化は困難のため、任意保険への加入を促進。</p>  |

## VII 海洋性レジャーとの調整等について

| 要望内容   | 国の回答   |
|--|--|
| <p>プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討</p> <p>②</p>   | <p>漁業調整委員会指示による届出制の導入により対応が可能な場合もあると考えられるため、地域毎の必要性に応じ検討して欲しい。</p>   |
| <p>3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>① 安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必着</p> <p>② 海難事故や円滑な救難活動対策のための実効性ある対策の実施</p> <p>③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備</p> <p>④ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化</p> | <p>船舶の安全について一義的に担当する国土交通省へ伝える。水産庁、海事局としては、省庁のHPに「ミニボート安全マニュアル」を掲載し情報提供中。</p> <p>水産庁としては、HPに「ミニボート安全マニュアル」を掲載し、広報活動を実施。</p> <p>海事局としては、船舶検査や登録制度の必要性に乏しいと認識しているが、関係団体と協力して安全啓発活動に取り組む。</p> <p>水産庁、海事局とともに、日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険への加入促進に取り組んでいる。</p> |

令和6年度要望事項(各県提出議題)

| 要望事項  | 提案県                                    |           |
|---|--|-----------|
| <p>I 海区漁業調整委員会制度</p> <p>海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p> <p>地方自治体への適切な指導・助言</p>  | <p>長崎<br/>熊本</p>                       | <p>継続</p> |
| <p>III 太平洋クロマグロの資源管理</p> <p>国留保枠の有効活用、漁獲上限の拡大、漁獲枠の増枠が承認された場合の沿岸の零細な漁船漁業への優先配分、遊漁者への指導強化、経営安定対策の拡充、クロマグロによる他漁業種(イカ釣りなど)への被害対策、</p>   | <p>佐賀<br/>長崎<br/>宮崎<br/>鹿児島<br/>沖縄</p> | <p>継続</p> |
| <p>IV 沿岸資源の適正な利用(沿岸漁業と沖合漁業の調整)</p> <p>大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</p>  | <p>福岡<br/>熊本<br/>鹿児島<br/>長崎</p>        | <p>継続</p> |
| <p>V 漁業法改正後の制度運用</p> <p>地方自治体への適切な指導・助言</p>   | <p>大分</p>                              | <p>継続</p> |
| <p>新たな資源管理措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源評価制度の向上</li> <li>・関係漁業者の理解と協力を得た上で、沿岸漁業の経営に配慮</li> <li>・遊漁者への資源管理取り組み体制の構築</li> <li>・減収が生じた際の経営維持対策</li> <li>・漁獲枠配分方法、漁獲量の管理、集計方法を具体的に示したうえで関係者の理解を得ること</li> </ul> | <p>大分<br/>福岡<br/>長崎</p>                | <p>新規</p> |
| <p>VI 外国漁船問題</p>  |  |           |
| <p>我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について</p>  | <p>福岡</p>                              | <p>継続</p> |
| <p>日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について</p>  | <p>長崎</p>                              |           |
| <p>日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について</p>  |  |           |
| <p>東シナ海における漁船の安全操業確保について</p>  | <p>熊本</p>                              |           |
| <p>日中漁業協定に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について</p>  | <p>鹿児島</p>                             | <p>継続</p> |
| <p>日中漁業協定の見直しについて</p>   |  |           |
| <p>日台漁業取決めの見直しについて</p>  | <p>沖縄</p>                              |           |
| <p>VII 海洋性レジャーとの調整(ミニボートによる危険行為の防止)</p> <p>所有者登録と保険加入をセットにした制度の創設、安全講習会の充実、事故防止の安全装置設置義務など</p>  | <p>佐賀<br/>熊本</p>                       | <p>継続</p> |

令和5年12月19日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合  
代表理事組合長 藤野 秀司



カマスを目的とした流し刺し網漁業の許可について (要望)

筑前海区沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当組合に対しましては格段のご指導・ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では多くの組合員が、各種流し刺し網漁業の許可を頂き操業しているところであります。近年、6月以降に、日の出前に博多湾内外でカマスの群れの来遊が確認されておりますが、カマスは日の出前に大きな群れを形成し、日の出とともに分散する性質があります。一方、現在の流し刺し網の許可では、カマスを目的とした日の出前操業が認められておらず、組合員より一定の漁獲を得られる好機を逃しているとの意見も出ております。一部、きす流し刺し網で混獲されますが、同漁業種類は日の出後の操業に限られるため、漁獲量も限定されております。そこで、組合員から流し刺し網によるカマスの採捕について要望がなされております。

つきましては、水産物の安定供給、漁業経営の基盤強化を図るため、下記のとおり、カマス資源に配慮し、漁場や操業時間を限定した内容での操業を要望いたしますので、各段のご配慮をいただきますよう、何卒、お願いいたします。なお、漁場が競合する小型底びき網漁業者や釣り漁業者からは、流し刺し網漁業側が操業を調整することで一定の理解が得られていることを申し添えます。

記

1. 漁業の名称 流し刺し網漁業
2. 操業区域 博多湾口、筑共第8号共同漁業権漁場、筑共第9号共同漁業権漁場
3. 漁業時期 7月1日から10月31日まで
4. 操業時間 日の出の一時間前から日没まで
5. 操業隻数 西浦支所、唐泊支所、玄界島支所、姪浜支所  
箱崎支所、奈多支所、志賀島支所、弘支所  
3級船 計57隻 (きす流し刺し網漁業許可受有者に限る)
6. 操業内容 小型機船底曳き網漁業、さわら曳き縄漁業は優先  
網の上手、下手にポイポイ灯を設置



(筑共第8号関係漁協)

